

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

山形県山形市大字志戸田862-1
株式会社日下部工務所

2. 指名停止措置期間

平成28年2月8日から平成28年3月7日まで (1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

株式会社日下部工務所は、平成25年9月24日、山形市発注の工事において、同社の労働者が就業中に右手中指を負傷し、休業4日以上を要する労働災害が発生したことを知りながら、労働基準監督署に対し遅滞なく労働安全衛生法第100条第1項及び労働安全衛生規則第97条第1項で定められた報告書（労働者死傷病報告書）の提出を行わなかった。

このことにより、公訴を提起され、同社及び同社代表取締役社長が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け、平成27年10月1日にそれぞれ刑が確定した。

5. 指名停止措置理由 :

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため、本件については1ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070